

証券コード 4726
2024年8月5日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿六丁目27番30号
S B テクノロジー株式会社
代表取締役社長 阿 多 親 市

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会におきまして、下記のとおり決議が
されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

決議事項

第1号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2024年9月10日を効力発生日として、
当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）9,900,000株を1株に併合する
ことといたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更の内容は次のとおりでありま
す。

第1号議案にかかる株式併合（以下「本株式併合」といいます。）の効力が発
生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能
株式総数は2株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を
明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第
6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は2株
となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力
が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元
株式数の定めを廃止するため、現行定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未
満株式についての権利）及び第10条（単元未満株式の買増し）の全文を削除
し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

本株式併合の実施に伴って、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主
はソフトバンク株式会社のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る
規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じる
ことを条件として、現行定款第16条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該
変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

以 上

株式併合及び単元株式数変更について

当社は、本臨時株主総会において、2024年9月10日をもって当社株式9,900,000株を1株に併合すること及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。

当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てソフトバンク株式会社に売却することを予定しております。この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である2,950円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。端数株式相当分の処分代金は、2024年11月下旬から12月上旬を目途にお支払いすることを予定しております。

2. 主なスケジュール

2024年9月5日（予定）	当社株式の売買最終日
2024年9月6日（予定）	当社株式の上場廃止日
2024年9月10日（予定）	本株式併合の効力発生日
2024年11月下旬から12月上旬（予定）	端数株式相当分の処分代金のお支払い